

第二学校給食センター跡地の利活用並びに市立やまとあけぼの学園の廃園及び市立狭山保育園の段階的な廃園の検討についてのパブリックコメントを実施します。

東大和市では第二学校給食センター跡地を利活用して、令和6年4月を目途に児童発達支援センターと認可保育園等の子育て支援施設を民設民営方式により整備運営することを予定しています。

また、これに併せて、市立やまとあけぼの学園の廃園及び市立狭山保育園の段階的な廃園をしていく予定です。

このことをお知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 目的

第二学校給食センター跡地を利活用して、児童発達支援センターと認可保育所等の子育て支援に資する施設を民設民営方式により整備運営することで、待機児童解消や保育サービスの充実をより一層の推進を図り、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるものです。

また、昨今の市全般にわたる厳しい行財政状況のなか、持続可能な市政運営を実現するため、当該施設の新設に併せて、施設の老朽化が深刻化している市立やまとあけぼの学園の廃園及び市立狭山保育園の段階的な廃園をしていく予定です。

2 内容及び基本的な考え方

(1) 児童発達支援センターについて

児童発達支援センターでは、これまで市立やまとあけぼの学園で実施してきました乳幼児期の障害のある児童への発達支援や家族支援（児童発達支援事業・障害児相談支援事業等）に加え、保育園や幼稚園等の障害のある児童の保育・教育を行っている施設に通う保護者からの依頼に基づき、集団生活での専門支援や職員の協働支援・後方支援といった保育所等訪問支援を行います。

また、児童発達支援センターは、母子保健、医療機関等の専門機関をはじめとして、保育園・幼稚園等や他の児童発達支援事業所・小学校・特別支援学校、放課後等デイサービス事業所等の関係機関との連携を図り、地域の中で、障害のある児童と保護者に対し、障害の特性に応じた支援の中核的な役割を担う施設として位置付けています。

(2) 整備運営事業者について

施設の整備及び運営する事業者については、プロポーザル（事業提案）方式での公募により、市が選定します。

(3) 予定している施設の概要

①児童発達支援センター

これまで、市立やまとあけぼの学園で実施してきました「児童発達支援事業」、「親子通園事業」及び「外来相談事業」に加え、「保育所等訪問支援事業」を実施します。

また、利用者のバス送迎を実施する予定です。

②認可保育所等の子育て支援に資する施設

※別途、事業者による独自提案事業を実施する場合があります。

(4) 今後の予定

令和3年8月以降 児童発達支援センター及び認可保育所等の子育て支援に資する施設の整備及び運営事業者をプロポーザル（事業提案）方式で公募・決定

令和4年度～ 新築工事開始

令和6年度 新施設の開園・運営開始（市立やまとあけぼの学園の廃園）

※市立狭山保育園については、現在在園している最小年齢児が卒園となるまで、運営を継続します。

(5) 施設等の情報

区分	旧第一学校 給食センター	旧第二学校 給食センター	市立 狭山保育園	市立やまと あけぼの学園
所在地	奈良橋 4-573	立野 3-630	狭山 1-849-1	新堀 1-1523-2
敷地面積	2075.22 m ²	2,501.45 m ²	1,983.49 m ²	968.00 m ²
延床面積	824.84 m ²	1,059.22 m ²	670.40 m ²	272.98 m ²
建築年度	1966年 (昭和41年)	1972年 (昭和47年)	1973年 (昭和48年)	1972年 (昭和47年)
経過年数 (耐用年数)	54年 (38年)	48年 (31年)	47年 (47年)	48年 (38年)
耐震基準	旧耐震 (未改修)	旧耐震 (未改修)	旧耐震 (改修済)	旧耐震 (未改修)
定員	-	-	108人	20人

3 意見を提出できる方

- ① 市内在住の個人
- ② 市内に事業所等を有する個人
- ③ 市内に事業所等を有する法人等
- ④ 市内在勤の個人
- ⑤ 市内在学の個人
- ⑥ 本事業に利害関係があると認められる個人
- ⑦ 本事業に利害関係があると認められる法人等

4 意見の提出期間

令和3年6月15日（火）から令和3年7月14日（水）17時まで

（必着・郵送の場合は期間内消印有効）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

5 資料の閲覧方法

- ① 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）
- ② 文書閲覧 子育て支援部保育課（東大和市役所1階7番窓口）

6 意見の提出先、方法及び提出様式等

（1）提出先

子育て支援部 保育課

（2）提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 子育て支援部 保育課（東大和市役所1階7番窓口）
 - ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市子育て支援部 保育課 宛て
 - ・FAX 042-563-5928
 - ・電子メール hoiku@city.higashiyamato.lg.jp
- なお、市では、電子メールの到達を確認した後、その旨を電子メールにて返答します。よ

って、提出したにもかかわらず、市からの返答がない場合には、お手数ですが、電話にてお問い合わせください。

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。
なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ① 市内在住の個人 住所及び氏名
- ② 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ③ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- ④ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- ⑤ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- ⑥ 本事業に利害関係があると認められる個人
利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- ⑦ 本事業に利害関係があると認められる法人等
利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

(4) 問い合わせ先

東大和市子育て支援部 保育課

TEL : 042-563-2111 (内線) 1758 Fax : 042 - 563 - 5928

7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和3年8月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

8 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。